

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

- ・17年度末の分譲事業からの撤退により、全職員が退職した。分譲した住宅に対する瑕疵担保責任の履行事務等の残務事務があるため、県職員の兼務により県庁内に存続させている。

(2) 経営基盤の充実・強化

- ・民間住宅市場の成熟化などにより当法人の住宅分譲が一定の役割を終えたことなどを踏まえ、17年度末に民間事業者等に全ての分譲資産を特別分譲して分譲事業から撤退したが、今後も既分譲住宅に係る瑕疵担保責任の履行義務があることなどから、当分の間は当法人を存続としている。18年度には、分譲事業撤退による特別分譲に伴う損失及びこれまでの繰越欠損金、今後10年間の残務整理業務に係る経費を県が補助することにより、未償還となっている17年度の県の貸付金(事業資金として貸付けていたもの)を償還し、経営の健全化を図った結果、当期利益は210,837千円の黒字となり、資本合計は17年度の148,647千円の債務超過から62,190千円となり、大幅に改善された。
- ・なお、18年度2次評価で提言した「県出資金の引揚げの検討」については、残務事務量を精査し、平成19年度中に、県が出資している基本財産50,000千円のうち40,000千円の取り崩しを行い、県へ返納することとしており、対応は順調である。
- ・今後とも、当法人の責任を全うするため、必要最小限の費用で適切に残務事務を行っていただきたい。

(3) 役職員数及び給与制度の見直し

- ・18年度は、役員数は7名で、全員非常勤である。職員数は6名で、17年度の方譲事業撤退により、県建築住宅課職員6名が兼務で業務を行っていたが、19年度から兼務職員を1名削減し5名としている。

2 県の関与の適正化

(1) 財政的関与の見直し

- ・17年度末の方譲事業からの撤退等を踏まえ、18年度からはこれまでの貸付金、補助金等による支援は取り止め、当法人の欠損等を補てんし、財務の健全化を図るとともに、今後の残務事務を円滑に執行するために運営費補助を単年度限りで行ったところである。
- ・今後は、平成18年度に行った県の補助と基本財産の運用等により業務執行を行うこととしており、更なる県の財政的支援は予定されていないことから、経費の節減に努め、効率的な運営に努めていただきたい。

(2) 人的関与の見直し

- ・県の住宅政策との整合性を図るため、役員は全て県関係職員が就任している。
- ・18年度からは、責任の明確化、効率性の観点等から県建築住宅課職員6名が兼務で残務処理を行い、19年度からは兼務職員を1名削減しているが、1次評価にあるとおり、今後とも業務量に応じた適切な人数、配置を行っていただきたい。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

- ・県のホームページにおいて、事業計画書、決算書等の資料を公開している。

4 総合的評価

- ・17年度末に方譲事業から撤退したところであるが、既分譲住宅に係る瑕疵担保責任の履行義務などの残務事務があることから、引続き、当法人の責任を果たし県民の信頼を損なわないよう、必要最小限の経費で適切に残務事務を行うこと。